
議員全員協議会会議録

1 開催年月日 平成25年 3月13日 (水)

開会 午後 4時40分

閉会 午後 6時11分

2 開催場所 京丹後市役所 議場

3 出席議員

1番	芳賀裕治	2番	中村雅
3番	堀一郎	4番	谷津伸幸
5番	和田正幸	6番	岡田修
7番	足達昌久	8番	金田琮仁
9番	吉岡和信	10番	三崎政直
11番	池田恵一	12番	松本聖司
13番	藤田太	14番	谷口雅昭
15番	松本経一	16番	由利敏雄
17番	吉岡豊和	18番	川村博茂
19番	田中邦生	20番	森勝
21番	平林智江美	22番	橋本まり子

4 欠席議員 なし

5 会議録署名議員

3番	堀 一郎	4番	谷津 伸幸
----	------	----	-------

6 議会事務局出席職員

議会事務局長 中田 裕雄 議会総務課主任 小石原 正和

議会総務課主事 橋 香代子

7 説明のための出席者

市長	中山 泰	副市長	大村 隆
教育長	米田 敦弘	教育次長	吉岡 喜代和
消防長	吉田 件昨	企画総務部長	新井 清宏
財務部長	糸井 錦	市民部長	木村 嘉充
健康長寿福祉部長	中村 悦雄	上下水道部長	中西 和義
商工観光部長	吉岡 茂昭	農林水産環境部長	石嶋 政博
医療部長	梅田 純市	会計管理者	中邑 正樹
都市計画・建築住宅課長	中川 誠	防衛大臣政務官	佐藤 正久
地方協力局長	山内 正和	地方協力局地方調整課長	古屋 剛
近畿中部防衛局長	及川 博之	防衛大臣政務官秘書官	田甫 秀臣
防衛政策局防衛政策課企画官	岩池 正幸	地方協力局地方調整課部員	小松 幸弘
航空幕僚監部防衛部防衛課長	森田 雄博	近畿中部防衛局企画部次長	船本 聖滋
防衛政策局防衛政策課	古田 純子	経ヶ岬分屯基地司令	近藤 庸二
航空幕僚監部防衛部防衛課	富川 輝	近畿中部防衛局総務部総務課長	本間 克哉

8 協議事項

- (1) 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Xバンド・レーダーの配備計画について

9 議 事

午後 4時40分 開会

○**岡田議長** ただいまから、議員全員協議会を開催いたします。

本日は、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Xバンド・レーダーの配備計画について、防衛省から佐藤正久防衛大臣政務官を初め、多くの皆様にお越しいただき、議会に対して説明をしていただくこととしております。

既に住民への説明会も開催され、さまざまな質問も出されているわけですが、京丹後市議会といたしましても、説明をいただく中で理解を深めていただき、地元としての対応を検討してまいりたいと考えております。

午後6時までの限られた時間ではありますが、会議の運営につきまして、議員皆様の御協力をお願いいたします。

なお、本日はテレビ等の撮影の申し出があり、許可をいたしております。御報告いたします。

初めに、本協議会記録の署名議員に、3番、堀議員、4番、谷津議員の両名を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

協議事項、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Xバンド・レーダーの配備について説明をお願いいたします。

佐藤正久防衛大臣政務官。

○**佐藤防衛大臣政務官** 防衛大臣政務官の佐藤正久でございます。

きょうは議員の皆様には、御多用中のところ説明の機会を与えていただき、本当にありがとうございます。また、日ごろから航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の運用に対しまして、御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、Xバンド・レーダーの追加配備について御説明をさせていただきます。

Xバンド・レーダーは、米軍が弾道ミサイル防衛専用として開発し、運用しているレーダーシステムであり、飛来する弾道ミサイルを精密に探知・追尾する能力を有するものであります。先般行われました日米首脳会談において、相次ぐ北朝鮮によるミサイル発射など、我が国周辺地域の安全保障環境の変化を踏まえ、日本国内に2番目のXバンド・レーダーを配備し、弾道ミサイル防衛に、より万全を期する必要があるとの方針で一致したところであります。

追加配備を行う候補地については、日本海側に存在する自衛隊施設の利用を中心に、我が国防衛上の有用性、日米協力の強化、電波環境、レーダー設置のため十分な地積の確保の可能性など、

さまざまな観点から米側とも協議しつつ、検討を行ってきたところではありますが、我が国及び米国に飛来する弾道ミサイルの探知、追尾能力の向上を図ることが可能な位置であること、レーダー照射面、これ日本海側ですけれども、レーダー照射面に向かって遮断するものがなく、見通しがいよこと、上空に民間航空路がないこと、電波環境がいよことなどから、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地は弾道ミサイルを監視、追尾を行う上で最適の場所であると考えております。

詳細については後ほど事務方から質疑応答の中で説明をさせますが、Xバンドは自動車の速度測定や気象レーダー、船舶や航空機搭載のレーダーでも使用される周波数帯域であり、Xバンド・レーダーが発する電波により、細胞の遺伝子を損傷するなどの被害は生じません。経ヶ岬においては、レーダーを日本海に面した崖上に設置し、電波を海側上空に向けて発するため、崖下や海面への影響はほとんど考えられませんが、安全に万全を期するため、レーダー前面に一定の立入禁止区域を設定することなども考えております。このため、漁船に乗っている方を含め、人体に影響を及ぼすような健康被害は考えられません。また、経ヶ岬分屯基地にXバンド・レーダーを追加配備することにより、我が国に飛来する弾道ミサイルの探知、追尾能力の精度が向上するほか、ミサイルが同時に多数飛来する場合の追尾能力も向上するため、弾道ミサイルによる攻撃から我が国を防衛するに際して、より万全を期することができるものと考えております。

自衛隊では他国からの攻撃を未然に防止するため、航空機や官邸などによる警戒監視活動を常に行っており、万が一攻撃の予兆などが確認されれば、全国に11カ所ある弾道ミサイルを探知・追尾するレーダーや米軍のXバンド・レーダーを張りめぐらせ、イージス艦や迎撃ミサイル部隊などを展開させるなどの態勢をとっております。

今回のXバンド・レーダーの追加配備は、弾道ミサイルからの攻撃に対する我が国の防衛能力の強化に寄与することから、むしろ我が国への抑止力を高めるといえるものになります。

他方、Xバンド・レーダーは、弾道ミサイル防衛システムのレーダーの一つであり、一つのレーダーが無効化されても、システム全体を無効化することにはならないため、経ヶ岬が攻撃される可能性が高まるものとは考えられません。さらに、Xバンド・レーダーは米軍が保有する機材であり、仮にこれを狙った攻撃が行われる場合には、米軍により対応措置がとられることが想定されることであり、このような事情も攻撃の大きな抑止力になり得るものと考えられます。

防衛省といたしましては、これらの点を初め、地元の皆様の御疑問に対して丁寧に説明してまいりますので、Xバンド・レーダーの配備について、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○岡田議長 説明は以上ですか。

地方調整課長。

○古屋地方調整課長 お手元に資料として、「Xバンド・レーダーについて」という冊子と、それから「Xバンド・レーダーの配備について皆様の疑問にお答えします」という、2種類の資料を配付させていただいております。

まず、そのうちの「Xバンド・レーダーについて」というほうから御説明をさせていただきます。

一枚表紙をめくっていただきまして、Xバンド・レーダーの概要でございますけれども、Xバンド・レーダーは米国が開発いたしました弾道ミサイルの探知・追尾を目的としたレーダーでございます。このレーダーは、弾道ミサイルが飛来する可能性が高い区域を監視いたしまして、飛来する弾道ミサイルを精密に探知・追尾する能力にすぐれたものでございます。レーダーは弾道ミサイルの探知・追尾に特化したものでございまして、例えばペトリオットシステムのように迎撃ミサイルを有するといったものではございません。

次のページをおめくりいただきまして、Xバンド・レーダーの配備状況でございますが、米国は同盟国、友好国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するためにXバンド・レーダーを開発し、現在、米国以外の国で4基が運用中でございます。そのうちの1基が2006年、平成18年6月から、青森県つがる市にございます航空自衛隊車力分屯基地に配備されているところでございます。このレーダーで得られました情報は日米で共有され、日本に向かう弾道ミサイルをより精密かつ確実に探知・追尾するために活用されることにより、我が国の弾道ミサイル防衛能力の向上に寄与しているところでございます。

次のページをおめくりください。これはレーダーの関連機材でございます。主要なものとしてレーダーアンテナ、これはメインの機材でございます。その下に電子機材がございます。それから冷却機材がございます。これら3つのほかに、下の※のところがございますけれども、電源、あるいは通信機材、運用者が常駐いたします管理施設、部品の倉庫や燃料タンクなどが必要となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。Xバンド・レーダーの特性でございますけれども、先ほども政務官の説明でございましたけれども、本レーダーで使用される周波数帯は、スピード違反取り締まり等にも使われているおおむね8ギガヘルツから12ギガヘルツのいわゆるXバンドと呼ばれる帯域でございます。一番下に周波数帯のイメージがございますけれども、この図の中の青で図示しておりますところがXバンド・レーダーの含まれますXバンドと呼ばれる帯域でございます。その3つ右側の一番右のほうですけれども、エックス線というのがありますけ

れども、このエックス線というのとXバンドというのはここで図示しておりますように全く違うものでございます。

本レーダーはレーダー照射面の前方に数百メートル程度内でこのレーダーを浴びますと人体に影響が出る場合がございますので、レーダー照射面の前方数百ヤードに人が立ち入る可能性があるような場合には、立入禁止区域を設定して安全を確保した上で運用されるところでございます。

次のページは他のレーダーとの比較でございまして、右側の写真は、FPS-3と申しまして、これは既に経ヶ岬の分屯基地で今、運用いたしておるレーダーでございます。左側が今般お願いしておりますXバンド・レーダーでございます。

以上が「Xバンド・レーダーについて」でございます。

続きまして、もう一つの「Xバンド・レーダーの配備について皆様の疑問にお答えします」という資料のほうをおめくりください。

まず、表紙をおめくりいただきまして、経ヶ岬にXバンド・レーダーを配備する必要性についてでございますけれども、これは先ほど政務官から御説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

次に3ページでございますけれども、Xバンド・レーダーの配備のための用地の取得についてでございます。経ヶ岬の分屯基地の基地周辺の数ヘクタールの用地の取得、これは買収、あるいは賃貸借でございますけれども、これが必要になります。Xバンド・レーダーを運用するにはレーダー本体のほか、先ほど申し上げましたように電源、通信機材に加え、庁舎と書いておりますが運用者が常駐する管理施設などの敷地が必要になります。このほか、自衛隊の基地機能を維持充実するための敷地も必要となります。用地取得に当たりましては地権者の方々を初め、皆様方の御理解が得られるよう、丁寧に御説明してまいる所存でございます。

なお、取得した用地において各種の工事を実施いたします場合に際しましては、交通渋滞や騒音などにより御迷惑をおかけすることのないよう、最大限努めてまいります。

右側に展開予定図がございます。この黄色い色がかかっているところが米軍用に新規取得が必要と考えているところでございます。その左側の青い色がかかっているところが、今般新規取得が必要と考える航空自衛隊用の敷地でございます。さらにその一番上のアメリカへの提供用地ということで、囲まれている土地が経ヶ岬の分屯基地でございますが、ここにもレーダーを置くということでございます。これは現在、空自のほうでお借りしている場所でございます。

次のページをごらんください。Xバンド・レーダーの配備に伴う人員の配属についてでございます。経ヶ岬に配置されることになる人員数は現在米国において検討中でございますが、最大1

60名程度でございまして、民間企業の技術者が多数を占めるものと聞いております。なお、車力通信所に配属されている隊員などは周辺地域の夏祭りや海岸のごみ拾いなどの各種ボランティアに積極的に参加しているときいております。なお、車力通信所ではこれらの隊員などは基地外に居住をいたしてございまして、通信所周辺に宿舎が設けられております。経ヶ岬におきましても、基地外に居住する場合がありますとと考えてございます。

次のページをごらんください。Xバンド・レーダーを配備した場合の経ヶ岬への攻撃の可能性についてでございますけれども、これも先ほど政務官から御説明を申し上げましたとおり、Xバンド・レーダーを配備したからといいまして、攻撃の可能性が高まるものとは考えておらないところでございます。

次のページをごらんください。Xバンド・レーダーが発する電波の健康に与える影響についてでございますけれども、人体への健康被害はございません。繰り返しになりますが、このレーダーが発する電波はレントゲン等で用いられるエックス線とは全く異なるものでございまして、細胞の遺伝子を損傷したりすることのない周波数帯を使用いたします。さらにこのレーダーは崖の上から海岸、海側上空に向けて、この右側の図で黄色い色がついているところですが、こういったイメージで、上空に向けて電波を発するため、その下の崖下や海面への影響は考えられませんが、安全に万全を期すため、レーダー前面に一定の立ち入り区域を設定することなども考えてございます。このため、漁船に乗っている方を含め、人体に影響を及ぼすような健康被害は考えられません。なお、同じレーダーが配備されております車力通信所周辺では、このレーダーを原因とした健康被害は報告されておらないところでございます。

次のページをごらんいただきたいと存じます。Xバンド・レーダーが発する電波の日常生活に与える影響についてでございます。地上波テレビやラジオ等への電波障害、騒音、道路の通行規制、周辺の民有地への立ち入り規制といった日常生活への支障はございません。このレーダーは電波干渉を防ぐため、周辺の電波の使用状況を確認した上で使用をいたします。そのため、地上波テレビやラジオ、携帯電話等への影響はございません。万が一、このレーダーを原因とした衛星放送の受信障害などが発生いたしました場合には、対処措置を講じさせていただくことにいたしております。このレーダーを作動させるための電源は発電に伴い音を発しますが、周辺への騒音被害を最大限に緩和するために、機材の周囲に防音壁を設置いたします。また、安全に万全を期すため、レーダー前面の上空に飛行制限区域を設定いたしますが、道路の通行規制や周辺の民有地への立ち入り規制はございません。なお、同じレーダーが配備されております車力村周辺でも、このレーダーを原因とした日常生活への影響、支障は報告されておらないところでござい

す。

次のページをごらんください。米軍の規律保持、事件・事故防止への取り組みについてでございます。国、米軍、地元関係機関等が連携できるような協力関係を築き、事件・事故防止に万全を期してまいります。具体的には米国政府に対しまして、平素から一人一人に対する徹底した教育を施すなど、実のある措置を講ずるよう各レベルで申し入れを行っています。Xバンド・レーダーが配備されております車力通信所では、国、米軍、関係自治体、関係機関、地域、町内会代表によって構成される事件・事故防止のための連絡会を設置いたしております、こういった場で米軍の規律保持対策等についても協議をいたしております。経ヶ岬におきましても同様の措置が講じられるよう、調整してまいりたいと考えてございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。風評被害による農林水産物への影響といった地域への影響への対応についてでございます。農畜産物・漁業産物への風評被害は、放射性物質や薬剤等による環境汚染に関する報道などによって起きた例がございます。しかしながら、電波は放射性物質や薬剤と異なり、大気や農畜産物、漁業産物などへの環境汚染を引き起こすものではありません。このことは例えば、東京タワーなど、放送塔の周辺で食物が汚染されたことがなく、またそういった旨の風評被害も起こっていないことから見て御理解いただけると存じます。

しかしながら万全を期するため、防衛省といたしましては、防衛省の広報手段を活用いたしまして、Xバンド・レーダーが農畜産物・漁業産物を汚染するものではないことを広く知っていただくことを考えております。また、地域住民の皆様への不安にお答えするため、現地における連絡相談窓口を設置し、真摯に対応することを考えております。なお、車力通信所におきましても、これまで農畜産物や漁業産物に被害が生じたとの報告はございません。

さらに景観等への配慮でございますけれども、Xバンド・レーダーの配備によって経ヶ岬周辺の観光資源に影響が出ないように、景観等への配慮は最大限に努めてまいりたいと考えてございます。

最後、10ページをごらんください。地域への経済効果についてでございます。一般論で申し上げますれば、新たな施設建設工事に伴い、建設経済への需要が誘発され、また施設整備後におきましては、施設の維持管理工事、米軍人等による飲食における支出など、地域社会においてさまざまな消費が生じるものと考えてございます。防衛省といたしましては、Xバンド・レーダーの配備が地域経済への活性化にも資するよう、米軍等に対しても最大限働きかけていく所存でございます。

以上で私どもの説明を終わらせていただきます。

○**岡田議長** 説明が終わりましたので質疑を行います。

池田議員。

○**11番 池田恵一議員** 議席番号11番、池田です。佐藤先生、御苦労さんです。

時間限られておりますので、何点かに絞って確認をさせていただきたいと思っております。

安全性については住民説明会、それから私、この青森県が外部に出しています検討会の結果報告書をいただいております、これ読ませていただいて大体理解はできたと思っております。

その中で何点か確認させていただきたい。この結果、青森県が出した検討結果報告書の中で、先ほど佐藤先生から言われました、Xバンド・レーダーだけを狙って弾道ミサイルを発射するということは意味がないからないだろうということなんですが、その中で1点、弾道ミサイルの能力が改善され、精度が上がる可能性は十分にあるが、通常、弾頭を搭載した弾道ミサイルが1,300キロも飛来してXバンド・レーダーにピンポイントで当たる能力は現状ではないという報告をしておるのです。これ18年の報告なんですが、その後、何年かたっていますけれども、これに、この報告についてまず間違いがないかどうか。

それから2点目です。同じく平成18年の3月に青森県知事とつがる市長が当時の額賀防衛庁長官に対して、6つの確認事項と要請を行っております。このことがこの経ヶ岬の分屯基地に対しても該当するかどうかということをも確認したいと思っております。

まず、6つの中の1点目です。この配備に伴って、道路管理上及び道路交通上の安全確保については、国としても安全確保に万全を期すると。これ、額賀防衛庁長官が言っておられます。

2点目、同じく電波照射にかかわる周辺住民等の安全確保について、これも安全確保に万全を期すると言っておられます。

3点目、治安維持上も含む住民の生活環境等への悪影響の排除についても、国として責任を持って対応をする。

4点目、国から地元への最大限の民生安定対策等に対して、これも最大限努力すると言っておられます。

5点目、地元への雇用創出や物資調達等による最大限の地元振興、このことについても最大限努力すると言っておられます。

最後、6点目です。農林水産物等の風評被害にかかわる的確な対応を求めておりまして、これに対しては因果関係が認められる場合には国が損害を補償すると、こういうふうに確約をされておりますけれども、このことは経ヶ岬分屯基地に対するレーダー配備に対してもこれと同じ対応をしていただけるという確認でよろしいでしょうか。

以上。

○岡田議長 地方協力局長。

○山内地方協力局長 まず1点目の北朝鮮におきます弾道ミサイルの命中精度にかかる御質問でございます。この命中精度につきまして、当然のことながらいわゆる北朝鮮のまさにミサイルの開発状況等に依存するところもございまして、またその数値等を正確に私どもが把握しているわけでは必ずしもございません。そういった意味でその命中精度が当然、北朝鮮、さまざまなその後もミサイル開発を行っておりますので、上がっているということは一般的には想定できようかとは思いますが、また他方で、ピンポイントでどこまで命中できるかということについてはまだ、問題といたしますか、そういったものがあるのではないかというふうには考えます。

それから、2点目の御質問にございました6つの確認事項ということについてでございますけれども、こういった点につきまして、例えば道路の安全確保、あるいは電波照射にかかわる安全確保、治安維持についての国としての責任、あるいは民生安定について最大限努力をする等々のことにつきましては、同じように考えて、今も、経ヶ岬についても考えておるということは言わせていただければと思っておりますし、またそういった考え方に基づいた本日の御説明をさせていただいているというふうに御理解いただければと思っております。

○岡田議長 谷口議員。

○14番 谷口雅昭議員 14番の清風クラブの谷口でございます。大変御苦労さんでございます。

3点ばかり、3点か4点ばかりお聞かせをお願いしたいと思います。

まず1点は、この中にも説明にありましたように、地元いわゆる貢献がされるということが言われておりました。こういう意味では米軍のほうから160名が配置をされるということでありまして、それ以外に地元の人たちの雇用というのがあり得るのかどうかというのが1点目でございます。

それからもう一つは、今現在、経ヶ岬の駐屯地にあるレーダーがあるわけですが、このレーダーとXバンド・レーダーの違いという、機能が少し違うのかなというふうに思うのですが、これも防衛上の秘密にかかわる部分もあろうかと思っておりますけれども、もし言える範疇でお聞かせを願えればというふうに思っています。

もう一つは、漁業にはさほど影響ないという話があるわけですが、漁船の中にはいろんな器具を積んでおると思います。例えば無線であったり、あるいはナビをするようなものがあったり、魚探があったり、いろんな部分がありまして、特にこの海岸の沖というのは漁村に適した地域でありますし、とりわけ冬には松葉ガニの生産をしておるということで、大量に船が沖に出られる

ということでありませうども。このレーダーによって人体に影響ないということをお聞きしたけ
ども、その器具に対して影響があるのかないのかというのが、お聞かせを願いたいと思います。

最後に、ほかにも質問されますので、最後になるとおもいますが、実はせんだつてもお聞
きたんですけう、日米地位協定が一応あるという話がありますけうども、改めてお聞かせを願
いたいわけですけうども。確かにこの基地の分につきましては軍人の人たちというのは割合少ない
というふうにお聞かされておりますし、逆に民間企業の技術者が来られるということがあります。
そういうものを含めて日米の地位協定が適応されるのかどうか、その辺についてお聞かせをお願
いします。

以上です。

○岡田議長 地方協力局長。

○山内地方協力局長 まず、地元への貢献ということで先ほど私ども工事、あるいは物品の調達等
について御説明させていただいたところがございます。他方でいわゆる地元の人のこういった米
軍基地での雇用ということでございます。一般的に米軍基地におきまして、いわゆる日本人が駐
留労働者として雇用されている事例というものはございますけうども、現在のところ、車力通信
所において地元の方が雇用されたということにはなっていないというのが現状でございます。

2点目のFPS-3、経ヶ岬のレーダーとXバンド・レーダーとの相違ということでございま
す。いわゆる経ヶ岬にありますFPS-3改というレーダーが現在あるわけでございますが、こ
のレーダーはいわゆる全周、全ての360度、全周を監視すると。幅広く広範囲にわたって監視
するというレーダーでございます。他方、Xバンド・レーダーはいわゆる弾道ミサイルが飛来す
る可能性の高い区域を重点的に監視して、飛来する弾道ミサイルを遠方からピンポイントで詳細
に捉える能力が高い、そういったレーダーでございます。そういった意味で幅広く見ているのか、
それとも狭い範囲を見ているのか、そういう意味での相違がございます。

それから漁業への影響ということでございます。これは先ほど説明いたしましたように、今回
のXバンド・レーダーにつきましては、いわゆる崖の上に設置され、上空に向けて電波を放出す
るということでございます。そういった意味で人体と同様、私ども現段階では機材への影響とい
ったものもないものというふうにお考えおとところでございます。

それから、日米地位協定への適用ということでございます。このいわゆる米軍基地に勤務いた
します軍人あるいは民間企業の技術者等につきましては軍属という身分を有することになります
ので、そういった形で日米地位協定が適用されるということになろうかと思っております。

○岡田議長 平林議員。

○21番 平林智江美議員 21番、平林です。御苦労さまです。

今回の経ヶ岬にXバンド・レーダーを配備するという問題なんですけれども、アメリカ、日米両政府が合意されたということなんですけれども、私たち京丹後市民にとってはまさしく寝耳に水だったんですよ。え、何で、と思わず。何が来るんですか、これはという思いで、しかも米軍の基地、京都府下で初めての米軍の基地ということで、一体どうなるんだろうと、沖縄と同じになるんだろうかという不安、私は瞬間に思いました。

そんな中で、なぜ市民の声が聞かれないままこうやって合意されたのか、大変疑問に思います。その点についてまず、お尋ねをいたします。

それから2つ目ですけれども、日本への配備は2カ所目、車力に続いて2カ所目ということなんですけれども、1カ所ではできなかったのかどうかという点。先ほど航空自衛隊のほうのレーダーとはちょっと違うんだという説明ありましたけれども、全国にある自衛隊のレーダーではこれが感知できないのかどうかということが2つ目です。

それから、交通違反のぐらいの電磁波だということの説明があったんですけれども、それじゃ探知できる距離だとか、電波の出力、どのような性能なのかということをお尋ねします。

それから、このXバンド・レーダーで取り得た情報というのはどういうふうにご利用されていくのか、またアメリカとの関係でいうと、どんなふうにつながってまた日本に返ってくるのかというあたりについてお尋ねをいたします。

○岡田議長 地方協力局長。

○山内地方協力局長 まず、経ヶ岬分屯基地におきますXバンド・レーダーの追加配備にかかわる日米間のやりとりということでございますけれども、もともと我が国に対する弾道ミサイルの脅威にどう備えるかということにはまさに日米同盟、あるいは日米安保の中で従来から協議されてきたところでございます。そういった中で先ほど申しましたように、1基目のXバンド・レーダーを青森県の車力通信所に配備するというようなことも行ってきたわけでございますし、また近年におきます相次ぐ北朝鮮によるミサイル発射など、我が国周辺地域の安全保障環境も踏まえて、日米両国政府間で協議を重ねてきた結果でございます。

他方、日米間で合意というお話があったかと思っておりますけれども、私ども今般は、先般事務次官より正式に申し入れさせていただいたところではございますけれども、いわゆる日米間ではXバンド・レーダーの追加配備の最適な候補地として合意したということございまして、経ヶ岬分屯基地への配備そのものが日米間で合意され決定されたわけではございません。現在私どもいたしましてはこういった日米間の認識の一致といたしますか、そういったものを踏まえまして、現

在地元の皆様の御理解が得られるよう御説明を重ねさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから2点目の日本への配備、Xバンド・レーダー2カ所になるけれども、既存の航空自衛隊のレーダーなりで代替できないのかというお話でございました。Xバンド・レーダーと航空自衛隊が現在配備しておりますFPSシリーズとの相違というものは先ほど申し上げさせていただいたとおりでございます。

他方、Xバンド・レーダー、今回2基目、追加配備をすることによって、より精密に弾道ミサイルを捕捉することができる、あるいは同時発射に対応することができるという形で、我が国の弾道ミサイル防衛に、より万全を期すことができることになるというふうに考えているところでございます。

それから3点目、Xバンド・レーダーの出力、性能等についてということでございますけれども、ちょっとこの点につきまして具体的な数値等につきまして、まさにレーダーの能力にかかわる部分がございますので、ちょっとお答えは差し控えさせていただければと思っております。

他方、私ども先ほどの説明、あるいは質問の中でいわゆるXバンド・レーダーの周波数帯域につきまして、スピード違反の取り締まり等というような説明もさせていただいておりますけれども、この点につきましては私どもXバンド・レーダーといった際にいわゆるエックス線を使っているということと誤解といいますか、混同されることがあるものですから、そういった周波数帯域は違いますよという意味でまず説明させていただいて、Xバンド・レーダーがこういった用途に使われている電波かということの説明させていただいております。その中で当然出力が違うということ、これは当然のことでございますし、また本日説明させていただいた中でもXバンドのリスクといいますか、このXバンド・レーダーの電波放射のリスクといいますか、そういったことについても説明申し上げさせていただいて、その中でもより安全を確保するために立入禁止区域を設定することも含めて考えさせていただきたいというような形で説明させていただいているところでございます。

それから、このいわゆるXバンド・レーダーで捕捉されました弾道ミサイルの情報ということでございますけれども、この辺につきましてはリアルタイムで自衛隊と共有され、我が国の自衛隊による弾道ミサイルの迎撃というものに活用されるといいますか、利用されるということに相なるところでございます。

○岡田議長 吉岡和信議員。

○9番 吉岡和信議員 清風クラブの吉岡であります。佐藤政務官には大変御苦労さまです。

確認のために質問をさせていただきたいと思いますが、このXバンド・レーダーの配備にかかって土地を取得するということですが、これはあくまでも国が、防衛省が取得して米軍に提供するのかなど、それが一つの確認であります。

それと先ほど漁業については被害がないと、健康面も心配がないと言われましたが、例えば経ヶ岬のいわゆる海岸の前面に設置をするということですが、その下は漁業、とりわけ水視漁業ですね、ワカメであったり海ノリであったり、そういった部分、この部分については先ほど立入禁止にするというお話があったんですが、前方、周り。あくまでも確認のためです。そのことについて車力の場合も前に漁港がありますが、このことについての漁業権、これの補償があったのかなどということも確認させてください。

それと、例えば経ヶ岬の分屯基地、自衛隊の。このXバンド・レーダーの設置に伴って経ヶ岬の分屯基地の隊員の増減はあるのかなのか、関連して隊員がふえるんだということはあるのかなど、そこも確認させてください。

それと、先ほど一番冒頭に池田議員が質問しておいて、車力の確認についてここにも当然適用されるということですが、例えば車力にこのXバンド・レーダーを設置することに伴っての何かインフラ整備があったのかなど。そのこととまた、これ18年に設置していますが、この間、平成25年でありますので、もう6年ぐらいが経過、7年目を迎えようとしておりますが、この間で何か周辺のインフラ整備があったのかなど。その4点、お願いいたします。

○岡田議長 地方協力局長。

○山内地方協力局長 お答えいたします。

まず1点目の土地の取得についてでございます。いわゆる米軍の基地に必要となる土地につきましては、防衛省で土地所有者の方と契約を交わした上で、使用権限を得て米軍に提供するという形になります。

いわゆる漁業被害について、2点目のお尋ねがございました。まず、詳細につきましては今後の検討を待たないといけない部分があるということをお聞きいただければと思っておりますけれども、まず立入禁止区域につきましては、皆様の疑問にお答えしますという形の資料の6ページ目でございますけれども、いわゆるレーダーの前面、崖の上を念頭に今のところ、立入禁止区域を設定する場合は設定。下のほうには電波は及びませんので、今のところはそういったことを考えておるといってございます。車力の場合はどうなったのかということですが、車力については全面、100メートル強の立入禁止区域を設定しておりますけれども、車力の場合はそれは全て、基地の中にとどまっておるといってございます。

それから、車力通信所におきますXバンド・レーダー設置後のインフラ整備ということでございますけれども、ちょっと済みません。

○岡田議長 地方調整課長。

○古屋地方調整課長 インフラ整備についてでございますけれども、必ずしも今、手元に資料がございませんので、あれでございますけれども、道路を拡張したりする周辺対策というのはその後やられておると思いますし、それから、これは自衛隊のお金でもってやるということではございませんけれども、隊員の方の、米軍の方が住まわれる住居については米軍のほうで頼んで民間の事業者にて建ててもらって、それを借り上げて家賃で返していくというようなやり方で、その建物の工事なりは地元で行われているというようなことがいろいろ行われているというところがございます。

それから、空自の隊員の増減でございますけれども、これをもって空自の隊員が増減するということは今、計画にはございません。

○岡田議長 田中議員。

○19番 田中邦生議員 19番、田中です。

私は住民の安心・安全への懸念が払拭されない限り、納得ができない、市長と同じ立場であります。そういう意味で二つのことをお聞きしたいと思います。

一つはこの説明資料の住民への不安のことで5ページの「経ヶ岬への攻撃の可能性が高まるものではない」と。可能性が高まるものではないと、可能性はあるわけですね。この点について、アメリカがイラク攻撃をしたときにはレーダーサイトや通信網をまず攻撃をすると、これは歴史的に攻撃する場合、当たり前の手段です。そういった点で、青森の地方紙であります東奥日報で、北朝鮮の元特殊部隊の将校が証言をしておりますが、Xバンドは最優先攻撃目標になるというふうに言われています。私もそういうことは本当に心配な点でありますし、ここで言われている、「可能性が高まるものではない」、可能性は高まるんじゃないかというのが一般的な常識ではないかと、防衛省はちょっとおかしい認識をしておられるというふうの一つ思います。その点の一つ。

もう一つは先ほどもありましたが、基地周辺には海岸がありまして、漁業やあるいは海水浴場がございます。先日も質問いたしました。2006年の4月30日に、車力の基地近くの沿岸で水上バイクによる遭難事故が発生したということで、つがる市長が米軍へ要請をして、飛行禁止の解除をしていただきました。しかしその後、電波を発射をするということを理由に再び制限をされた。そのために県警のヘリが捜索できなかった。こういう状態が生まれているわけであり

ます。私は電波発射が優先をされる、これが現実ではないかという、そういう人命救助より基地のそういう機能が優先されるということが現実に行っている問題について、非常に心配をするわけです。

その二つについてお考えがあればお願いしたい。

○**岡田議長** 地方調整課長。

○**古屋地方調整課長** まず、1点目の可能性が高まるのではないかとということでございますけれども、これは私ども、弾道ミサイルの防衛システム、繰り返しになりますけれども、レーダーのこの右側の5ページの日本地図の上に、黄色で十何カ所、書いてございますけれども、これは総体をもって一つのある意味、目の役割を果たしているわけでございます。この中の1カ所をつぶして攻撃をするということ、経ヶ岬をまずつぶしにくるんだというようなことというのは、それをやってもほかの部分の目がまだ残っておるわけでございますので、そういったことはなかなか考えづらいということでございますし、さらに先ほど政務官からも御説明しましたように、Xバンド・レーダーは米国が、米軍が保有する機材でございまして、仮にこれを狙った攻撃が行われる場合には、米軍により対応措置がとられることが事前に想定されるわけでございます。したがって、このような事情もこのXバンド・レーダーに対する攻撃の大きな抑止力として考えられるのではないかとこのように考えておりました、私どもとしては攻撃される可能性が高まるものとは考えておらないところでございます。

それから2点目の、2006年の4月30日の事故のときの対応については、私ども、この警察のヘリの今、御指摘があった問題については、詳細については承知しておりませんが、仮に経ヶ岬で同じようなことがあったら、それは私ども責任を持ちまして米軍と交渉して、きちんと捜索ができるような態勢というのは、私ども交渉してまいる所存でございますので、御理解いただきたいと存じます。

○**岡田議長** 川村委員。

○**18番 川村博茂議員** 18番、川村です。2点お伺いします。

軍人以外的人员は米軍より委託を受けた企業等的人员となっておりますが、これらは全員アメリカ人なのか、それとも日本人も含まれるのか、これが1つ目。

2点目はレーダーの照射範囲に鳥が飛び込んできた場合、その鳥は大丈夫なのか。といいますのは、ここが大事なんです。その鳥をイノシシや鹿が食べ、さらにイノシシや鹿肉を人が食べる場合があるんですよ。そういう場合、全く人体には影響しないのか。

以上、2点お伺いします。

○岡田議長 地方調整課長。

○古屋地方調整課長 米軍の人員については、経ヶ岬についてどういうものになるかというのは今、検討中でございますので最終的に決まっておりますけれども、車力について申し上げます、全員米国人でございます。

それから、2点目の鳥の件でございますけれども、この6ページの図の黄色いところに鳥が入ってきたらということだと思いますけれども、鳥がどの程度いるかということにもよりますし、仮に鳥がある程度、時間ありますれば、それはある意味、発熱作用があるので、鳥の命に影響があるとは思いますが、それがもし仮に死にましたと、それをほかの動物が食べましたといったときに影響が出るかということですが、これはまさに先ほどから申し上げておりますように、エックス線の類とは違っていて、そういうものが人体に残るとか、そういう類の影響というのは考えられませんので、全く影響はございません。

○岡田議長 芳賀議員。

○1番 芳賀裕治議員 1番、芳賀です。

私も地元、丹後町の人間でございます。4点ほどお尋ねいたします。

まず、今の御説明で160人近い方がほとんど、車力の場合は外国人でおられると。経ヶ岬についてはこれからということでございますけれども、それにつきましてまず、医療関係、第1点。病院に伴いまして医師、看護師、そういう施設を基地内に設けられるのか、また、施設外で設けられるのかというのが一つです。

もう一つ、当然御家族連れの方もおられると思います。そうすると小さいお子様から小学校、中学校へ行っておられるお子さんもおられると思います。その場合、学校、保育所、そういうことの対応は、地元の現存するのを計画されておられるのか、また別で、米軍がそういう教育施設をつくられるのか、設けられるのか。それが2点目。

もう一点、先ほどから出ております海のレーダー波のことでございますけれども、基本的に上空を向く、海面には影響はないという御説明なんですけれども、レーダー波、素人考えではございますけれども、かなりの熱を発するんだらうと。そうすると熱が海面に及ぼす影響がないのか、それによって生態系が、魚介類の生態がある意味で温暖化によって変化が生じるのか、それが気になるのが3点目です。

4点目には、道路整備の問題でございます。御存じのように今、宇川の駐屯地に行くにはかなり道も海岸線を通ってあれですし、ここへ配備がまずされとなりますと、福知山には陸自がございまして、舞鶴には海自がございまして、一大事のときにはやはり、経ヶ岬に向かってくと

いう場合に直轄の道路を、今現存の施設を、道を生かすのか、別途にとか含めまして、まずそれも、道路は必要だろうと考えます。

その4点、お願いいたします。

○**岡田議長** 地方調整課長。

○**古屋地方調整課長** 経ヶ岬に160人、最大160人の部隊、米軍が来るということでございますけれども、その具体的な中身というのはまだ検討中でございますので、お答えする段階ではないわけでございますけれども、車力のあたりの状況を見ますれば、自分の部隊の中で学校をつくったり、病院を持っていたりすることではなくて、病院なんかは御地元のを利用されているんだと理解しております。お子さんがいらっしゃる方がいらっしゃるかどうかというのは私ども、車力についても把握しておりませんのでお答えできませんけれども、中で学校があるというふうには聞いておりませんので。

それから、もう一つ、レーダー波の熱の影響でございますけど、これは少々、ちょっと込み入った話になりますけれども、これはレーダーから熱がストーブのように出るというものではございません。レーダー波が当たりますと、このレーダー波は水の分子を回転させる、その効果があるわけです。そうしますと、水の濃度が高いところだと、それが発熱する。摩擦熱で、水の分子同士がこすれ合って発熱すると、そういう原理でございます。したがって、空中に照射した場合には、水の分子がそんなに密度が高く空中には存在しませんので、照射したからといって空中の、例えば大気が熱くなるということは一切ございません。したがって、それが例えば下においてきて、海が熱せられると、そういった事態も考えられないところでございます。

それから、4点目の道路整備についてでございますけれども、経ヶ岬に仮に米軍が参りましてあるいは自衛隊の基地も拡張させていただくというようなこと等々がありまして、その影響でもって道路の拡張の必要があるということになりますれば、私どもとしてそれはそういった因果関係がありますれば、それについて手当てというのは考えていきたいと思っております。

○**岡田議長** 橋本議員。

○**22番 橋本まり子議員** 22番、橋本です。何点かお伺いします。

まず、160人規模ということなんですけれども、いわゆる軍人と軍属というふうにおっしゃったんですけれども、民間の技術者というようなことだということなんです、そもそもの軍属という方の経歴というか、どういう方が来られるのかということが一つです。

それから、このレーダーの配備の期限というか、そういうものはずっとということなのかということと、あと、いろんな要員の方が交代をされたりとか、それからまた増員、減員されたり

というようなことがあり得るのかどうかということ。それから、沖縄の件でもいろいろと心配をされる面が、事件などがあるんですけども、車力のほうでも何点かそういうようなことをお聞きするんですけども、その辺の具体的な中身でわかる部分や、それからその後の対応、特に女性の方なんかはその辺のことが心配だという声をお聞きしますので、その辺のことをお伺いしますし、あわせて、沖縄だと夜間外出禁止令だとか、それから飲酒についての制限だとかいうことをされていると思うんですけども、それはいわゆる軍人だけでなく、軍属、全ての方に当てはまるのかそうでないのかというあたりをお願いいたします。

○**岡田議長** 地方協力局長。

○**山内地方協力局長** まず、人員の規模ということで最大で160人ということでございます。そのうち一部が軍人であり、その大多数は民間の技術者というふうに米側から聞いておるところでございます。この人たちの経歴という御質問であったかと思えますけれども、このいわゆる民間の技術者等につきましてはまさにレーダーの運用に当たります技術者、あるいはこの施設の警備に当たります人間、こういったものが構成されておるところでございます。

それから、設置期限について、あるのかということでございますけれども、この設置期限がいついつまでという形で現在、決まっているわけではございません。そういう意味では米軍なり私どもがその弾道ミサイル防衛のために必要とする間ということで御理解いただければと思っております。

それから、要員等の交代はあり得るのかということでございますが、これにつきましてはまさに、人員そのものが一定のローテーションなりで交代することになるかと思っておりますし、また、部隊の人数等の増減も、これはある意味その時々米軍の所要とニーズの変化によって変動することはあり得るものと考えております。

それから、車力におけます事故の概要ということでございますけれども、車力通信所に配属されております米国人によります事件・事故については、物損事故といえますか、そういった人身に被害が生じなかった交通事故を除きますと、Xバンド・レーダーが配備された18年度以降、年間で申しますとゼロから数件。これまでの合計は9件というふうに承知しております。この内訳といたしましては、住居侵入が1件、それから傷害が1件。それ以外は人身の交通事故が7件というふうになっております。

それから、いわゆる米軍の事件・事故の防止のためにとっている夜間外出禁止令等の措置についてでございますが、これらにつきましては、軍人を対象として規制されているところでございます。軍人が適用対象ということで承知しております。

○岡田議長 ほかにありませんか。

松本経一議員。

○15番 松本経一議員 清風クラブの松本です。佐藤政務官、御苦労さまでございます。

私は2点ばかり伺いますが、まずはなぜそもそも、この京丹後が選ばれたかということにつきまして、総合的に今いろんな御検討の結果だというふうに受けとめましたけれど、新聞の報道などによりますと、以前は南の島にと、南のほうにといったようなことがあったようですけども、さまざまな検討の中でということでしたので、もしお答えいただける範囲であれば、お聞かせ願いたいと思います。

それから2点目なんですけれども、飛行禁止区域が設定されるということで、ドクターヘリを京都府は兵庫県と一緒に運んでおります。この地域にはドクターヘリのランデブーポイントといたしまして、要はドクターヘリが着陸するのが指定されているポイントが3カ所ほどあるわけですが、たしか聞くところによりますと半径6キロ以内が飛行禁止エリアになるというふうに聞いておりますけれども、そうするとこの3カ所のヘリのランデブーポイントは使用できないのか、進入路が、山側から入れば進入できるのかということが確認したいと思います。

一方、この丹後半島は特に冬場の気象が、特に雲が山にかかるといった気象の関係がありますので、どうしてもヘリが山側から進入できないという事態も考えられるわけですけども、海側からも山側からもヘリが進入できないといったケースが想定されるわけですが、そういったときの対応につきまして、どのようなことになるのか、例えばそのレーダーの照射がそのときとめていただけるのか、あるいはそのランデブーポイントは、そもそももう使えないという形になるのかどうか、そのあたりの確認をお願いします。

それから、建設に関する質問はまた同僚の金田議員がされるようですけども、その地元への経済効果ということで、建設以外に例えば恒常的に発生するような資材の調達、例えば発電に関する燃料ですとか、そういうものは地元調達になるのか、その際は入札のようなものがあるのかどうか、そのあたり、3点になりましたか、お聞かせ願いたいと思います。

○岡田議長 地方調整課長。

○古屋地方調整課長 まず1点目の、南のほうにという話でございますけれども、追加配備先の選定に当たりましては、Xバンド・レーダーの探知距離、覆域、運用方法なども踏まえながら、経ヶ岬分屯基地に限らず検討を重ね、結論を得たところでございます。具体的な地名を含めた検討の詳細についてはこのレーダーの具体的な性能を明らかにすることにもなり、米国との関係や日本の弾道ミサイル防衛能力にかかわることから、そのあたりのことについてはお答えを差し控え

させていただきたいと存じます。

それから2点目のドクターヘリ関係でございますけれども、車力の例で申し上げますと、レーダーの照射しているのがまた海に向かってでございます、海に向かって大体6キロ、縦に6キロ、半径6キロですね。それから上空に向かって6キロという飛行禁止区域が設定されているように思います。飛行禁止区域をどのように経ヶ岬で定めていくかというのは今後の問題でございますので、それを設定するときには、必ずしも車力と同じようになるとも限りませんので、その辺を設定するときには今御指摘がありました、ドクターヘリの運用というものについても十分私ども考慮に入れまして検討してまいりたいと思います。

それから、3点目が地元経済への波及効果についてでございますけれども、建設については先ほど申し上げたように、米軍の住宅なりの発注というのがなされているというのがございます。それから、ほかには食材の地元調達のようなもの、これは日常的にある意味発生するわけでございますけれども、これは基地外に住んでおります、車力の例で申しますと。基地外に住んでおりますので、その市内のショッピングモールやスーパー等で自分たちが飲食する食材というのは地元で調達をしているというふう聞いております。

それから、さらにその他の面で申し上げますと、これは必ずしも全員が全員、米軍人であるかどうかというのは、それはわかりませんが、少なくとも車力村にそういう方々が来られて以降、観光地、近所のゴルフ場、スキー場、レストラン等々、さまざまな場所でアメリカ人を見かけるようになったというような情報を得ております。

それから勤務者の多くの方々が、自家用車で通勤をされております。したがって、中古車を地元で購入されているというケースが非常に多いわけでございます。

以上、私ども今、知っておる範囲でお答えするとそういう形になります。

○岡田議長 松本聖司委員。

○12番 松本聖司議員 12番、松本です。2点お願いいたします。

一つ目は、車力のときでの確認、先ほど池田議員のほうから、知事と市長が防衛庁の長官、その当時の長官とお会いして確認した、その7つ目のことを聞かせてください。

Xバンド・レーダーのシステムを設置後は新たな米軍の機能強化はしないこと、また運用システム改変がある場合は事前につがる市に情報を提供することということですか、この、国の回答は車力のときと同じという理解でいいのかということが一つです。

もう一点は、車力の基地は私知りませんが宇川の基地にはヘリポートがあります。地元の方に聞かせていただくと大体一週間に1回程度、離着陸があるかなというような話になるんですが、

当然ヘリは結構騒音も大きいということがありますので、そういう意味ではこの基地ができることによってふえるのではないかと地域の皆さんは思っておられるのですが、車力のことでそういうことがわかり得るのか、あるいは宇川の場合は三沢基地、向こうは三沢基地の関係もあるんですが、そういうことがあり得るだろうと予測できますが、ある程度推測ということではなかなかわかりにくいのか、ちょっとその辺の説明、騒音という意味で説明をお願いします。

○**岡田議長** 地方協力局長。

○**山内地方協力局長** 済みません、車力の7項目目の確認ということでお尋ねがございました。設置後新たな機能強化はしないのかということでございますが、現時点で新たにいわゆるXバンド・レーダーの設置以外には、さらなる機能の強化ということは現在、計画がないということでございます。また、当然のことながら地元との円滑な関係を確保するという観点でも、いわゆる設置運用に当たってその後変更等がある場合には、当然地元の皆様には情報を提供させていただきたいということは考えておるところでございます。ただ、済みません、いずれにいたしましても私もまだ、きょう、今説明している段階でございますので、また知事あるいは市長と大臣との確認とかそういったことはまた別途ということでございますので、ちょっときょうは私は、私どもの今の考え方というものを説明させていただいているということで御理解を賜ればと思っております。

それから2点目のヘリポートの利用がふえるのかということでございますが、私ども現在、その点についてはふえるということはないというふうに考えているところでございます。

○**岡田議長** 吉岡豊和議員。

○**17番 吉岡豊和議員** 17番、吉岡豊和です。

1点、後方支援の基地についてお尋ねいたします。このXバンド・レーダーの検討、結果報告書の中で、米軍三沢基地との関係という項目があります。Xバンド・レーダーの管理運用に必要となる補給中継や管理運用に当たる米軍関係者の休養にかかるローテーション先といった意味から、米軍三沢基地が後方支援の根拠地として利用される可能性がある、これは18年の状況です。現在はそのようになっていると思います。この経ヶ岬の基地の場合、どこの米軍基地が後方支援基地になるのか。一番心配になるのはこの近くでいいますと、どうしても岩国が考えられます。そこで最近特にオスプレイの低空飛行の運行もされていますので、その辺のことについてお尋ねいたします。

○**岡田議長** 地方調整課長。

○**古屋地方調整課長** 後方支援の基地については、まだ米軍から確たることを聞いておりません。

今、まだ決まってないと思います。

○岡田議長 三崎議員。

○10番 三崎政直議員 それでは2点お願いします。

青森県の場合は、6カ月後ぐらいには同意があったというふうにちょっと見ていますけども、朝鮮半島、非常に今緊張が高まっていると思いますけども、そのあたりのスケジュールの考え方について、1点お願いします。

それから、手続の問題ですけれども、青森県の場合には知事と自治体、市長が同意をされたということですが、手続上についてはどのような形になっていくのか。

その2点お願いします。

○岡田議長 地方調整課長。

○古屋地方調整課長 車力の場合、今6カ月ぐらいというお話がございましたけれども、私どもとしては気持ちとしては、こういう国際情勢でございますので、なるべく早くと思っておりますけれども、それは地元の御理解というのが第一だと考えておりますので、それをまず御理解願うことに努力を傾けたいと思っております。

それから2つ目の、同意のされ方ということでございますけれども、これもさまざまな場合があると思いますので、今後のお話し合いの中でどういう形が一番いいのかというのをさぐっていきたいと思っております。

○岡田議長 金田議員。

○8番 金田琮仁議員 清風クラブの金田琮仁でございます。よろしくお願ひいたします。

数点お尋ねをします。まず、アメリカ軍の担当者の方は、既に現地を視察されたのかどうか。

次に、基地提供交付金。今、既に本市は800万ほどいただいていると思うんですが、これがさらにまたそういう制度があって考えていただけるのかどうか。これが2点目です。

それから3点目は、地元の方の具体的な心配事といたしまして、このレーダーを作動させるための電源はというような項目が。騒音被害のことが書いてあるわけですが、多分この電源というのは発電機のことだと思うんですが、エンジン式ではないかと、そう推察するわけです。エンジン式の場合は燃料は何を使用されているのか、それからふだんよく使いますエンジン、発電機としては100キロ、200キロ程度のものでしたら、一般的に防音型というのがあるわけですが、この発電機には防音装置が取り付けられているのかどうか。それから24時間運転なのかどうか、例えば定期的に整備なんかで停止するような時間帯があるのかどうかということがあります。この件に関しましては、お寺がありますよね、穴文珠さんとかいうようなそうです。

けれども、地蔵盆とかありまして、地元の方の大きな関心事にもなっていると。騒音被害、防音壁をつくるということが言われておりますので、なおさら心配になるということでありまして。その辺をお願いします。

次に、施設の整備、工事ですね。この期間、かなりの長期間になろうかというふうにも推察できるわけですが、私はこの工事が先ほど少しありましたが、地元の業者の方にそういった経済的な効果があるのかなというふうに思うんですが。例えば私も元土建屋でしたので、防衛省の仕事は防衛省の指名業者があるわけですね。ですから、そういう観点で地元の業者に対する発注とかいうような考慮がしていただけるのかどうか。そのあたりもお願いしたい。

それから完成した後。工事中は大型車両の運行が予想されるわけですが、工事が完成してレーダーの機能がスタートしました後ですが、後でも定期的に例えば大型機材などの搬入、要するに大型の車両が通ることがあるのか、もしそういうことになりますと工事期間中だけではなくて、その後も道路の整備が必要だと思われるんですね。工事中は仕方ないにしても。これ、その後も定期的に大型車両等が入るということになりますと、道路整備が必要であります。そういった場合に防衛省として道路整備に対して速やかな対応をしていただけるのかどうか。そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○岡田議長 防衛政策課企画官。

○岩池防衛政策課企画官 今質問がございましたうち、まず第1点目の、米軍の視察がこの用地選定に当たってあったのかどうかという点でございます。この点につきましては、数カ所候補があった段階で実際に現地の様子を見るという観点で米国人含めて、我々防衛省含めて、現地の様子を視察したという経緯がございます。しかしながら正式な土地の状況の検分とか、こういった（・・・聴取不能）の測量等の土地の調査等々につきましては、地元との合意になった後に、正式になった後に行うこととしておりまして、そういう意味での正式な用地の視察というものは行っていないということでございます。

あとそれから、騒音の件につきまして御質問がございました。確かに今回用いますXバンド・レーダーに関しましては、その電源供給の観点から出力の大きい発電機を用いることとしております。しかしながら、これまで米軍との調整の過程の中で、横に寺社があるということは我々も承知しておりまして、米側もそういった文化施設に対する配慮というのは十分検討しておるところでございます。具体的には発電機からの音の軽減という観点から防護壁を設けていまして、極力そういった御迷惑のかからないような方向で、現在検討をしておるところでございます。

○岡田議長 地方調整課長。

○古屋地方調整課長 燃料についてはちょっと私ども、情報として持っておりませんが、恐らく重油ではないかと思えますけれども。24時間運転、オペレーションのときはもちろん24時間運転をすると思えますけれども、その米軍のオペレーションの中身でございますので、詳細については承知しておりませんが、ずっと24時間ということはないというふうに思っております。

○8番 金田琮仁議員 定期整備で停止するときもあるのか。

○古屋地方調整課長 はい。ございます。

工事の地元の業者さんへのということでございますけれども、私ども最近いろいろな手続がございまして、必ずしもフレキシブルに私どもの発注する工事でやれるわけではありませんが、可能な限り地元のそういったお声には配慮していきたいというふうに思っております。

それから工事に当たって道路の整備ですが、工事に当たって道路を整備するというのもなかなか、タイム的に難しい面もございます。先ほど申し上げましたように部隊が来ました後に因果関係がありまして、例えば御迷惑をおかけするようなことになった場合には、私どもの周辺環境整備の中でしかるべく対応をさせていただくことも考えたいと思っております。工事中にいろいろな工事の車両等で御迷惑をおかけするようなことにつきましては、そういうことが起こらないようにきちっと私どもとしましても気をつけて交通整理なり、いつの時点で車を入れる時間帯を決めるとか、そういういろいろな配慮をやっていきたいと思っております。

基地交付金についてでございますけれども、これは私どもの所管ではなくて総務省の所管になるわけでございますけれども、基地がある意味拡張するという対応の変更がございますので、そういうことを受けて私どもとしてもしっかり働きかけてまいりたいと思っております。

○岡田議長 森議員。

○20番 森 勝議員 20番、森です。

まず冒頭に申し上げておきたいというのは、質疑で想定される問題は、例えば車力村の問題等があった、やっぱりこれは真摯にきちっと事前に答えてもらうということにならないと、信頼関係を築く上で問題が生じると今後、ということを上げておきたいというふうに思います。

どうしても聞いておきたいのは、同僚議員のほうからも質問がありました。Xバンド・レーダーを配置することによって攻撃の可能性が高まるのではないかと、それから抑止力の問題を言いましたけれども、これはやっぱり基本的には私の考え方とは違います。当然、抑止力との関係は攻撃との一体のものです。その辺のところ、抑止でとまる問題ではないんですね。盾とやりの関係ですね。このレーダーは盾の関係です。防御をして、それに基づいて今度は攻撃をするという、

こういう関係だと思う。したがって、抑止力につながるかということについては私は全くの逆になる。それはあなた方が考えれば当然理解できるでしょう。抑止ばかりでは話にならないでしょう、攻撃という問題がないと。この点でもう少し明確な問題、その意味ではこれは日本の防衛力に、防衛に役立つということですが、そこから考えた場合は、まさに逆なことになるというふうに考えます。

その点でまず単純な問題をお尋ねします。このレーダーはどこからどこへ飛んでいくミサイルの想定をまずしているのか。これは日本の防衛に役立つかどうかで関連がありますので、まずその辺をお聞かせください。

○**岡田議長** 防衛政策課企画官。

○**岩池防衛政策課企画官** ただいま御質問ございましたXバンド・レーダーの我が国防衛のいかに役立つのかということでございますが、一般的にXバンド・レーダーは我が国の周辺を飛来するミサイルについて追尾する能力を有しております。それからその詳細につきましては、探知距離、覆域、運用方法などに関連いたしますから、手のうちを明らかにすることにつながりますので、詳細を申し上げることはできませんが、いずれにしましても、我が国及び日米防衛協定の観点から非常に有用であるという結論に至りまして、日米間で今回のXバンド・レーダーの配備という決定をしたところでございます。

○**岡田議長** 池田議員。

○**11番 池田恵一議員** 手続の問題で確認させてください。設置する必須条件に、地元の同意、市の同意、また府の同意、これは必須条件に入っているのかどうか。やる、やらないは別として、これがなくても国がやるとなればできるかどうか。この確認、お願いします。

○**岡田議長** 地方調整課長。

○**古屋地方調整課長** 私どもとしましては、ひとえに防衛というものは御地元の理解があって成り立つものだと私ども思っておりますので、御地元の御理解を、府も含めてでございますけれども、いただきたいと思っております。

○**11番 池田恵一議員** いや、そうでなくって、なくてもやろうとすればできるのかどうかということ、法的に。

○**古屋地方調整課長** 私どもといたしましては、地元の同意を得たいというふうに思っております。

○**11番 池田恵一議員** はっきり言ってください。法的に。感情でなくて、思いでなくて、法的には可能かどうかです。やる、やらないはそれは別の問題で。

○**古屋地方調整課長** 私ども、ここで法的にどうというようなことは余り申し上げるつもりはござ

いませんで、とにかくにも、私どもの行政の推進には地元の理解というのが必要だと思っております。

○11番 池田恵一議員 わかりました。

○岡田議長 平林議員。

○21番 平林智江美議員 21番。理解できませんけれども、続いて質問させていただきます。

きょうも議会へ説明会、それと地元にも2回入っていただきました。6時までなんですか、本当に。6時までということで、皆さん、手が挙がってない方も、早くという方もたくさんおられる中で時間を切られてしまって大変残念なんですけれど、今後地元は、京丹後市全域ですよ、地元というのは、宇川とか間人とか丹後町だけじゃなくて、やっぱり全体の問題だと思うので、京丹後市全体の説明会、丁寧な説明会、理解を求めると言われましたけど、今後どうされるのか。それから先ほど地元の同意というんですが、それは市長ですか。

○岡田議長 地方調整課長。

○古屋地方調整課長 説明会につきましては、御要望がございましたらそれはいかようにでも私どもとしましては、対応したいと思っております。

○岡田議長 吉岡和信議員。

○9番 吉岡和信議員 それでは最後に私が。

京丹後市民はもとより、議会もこのことについては重大な関心を持っております。防衛省は当然御存じのように、あの場所がどんな歴史、経緯があったのか、当然御承知のことと思います。昭和18年には当然、海軍の監視所があったということではありますが、戦後米軍に接収されて、その後に自衛隊があそこへ基地を委譲されてあるということでもあります。この間、50年以上が経過して、地元と自衛隊との関係は非常に良好な関係にあるわけですが、一方で米軍が接収した後には、実は水源もあわせて没収を、接収をされたということで、あの地域で農業をしておいていわゆる尾和用水というような形で、当時防衛庁が尾和用水、代替の機能ですが、そのことについては防衛庁が施設につくっていただいたんですが、それがこの間50年ぐらい経過して、それを改修するという事について随分この間、国の防衛庁時代、防衛庁にお願いをしておったんですが、大変冷たい仕打ちを受けておったということです。

この部分については一定、ぜひそういった部分も含めて、地元のお気持ちを汲んでいただきたいと思っておりますし、先ほど議会が大変重大な関心を持っておるということでは、

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 田 惠 一

署名議員 堀 一 郎

署名議員 谷 津 伸 幸